

熊本県公報

号外 第3号
令和2年(2020年)
2月26日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) 1
- 熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則……………(労働雇用創生課) 1
- 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 1

規 則

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第2号

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和54年熊本県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項及び第4項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第3号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立技術短期大学校規則(平成8年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表電子システム技術科の項中「電子システム技術科」を「電子情報技術科」に改める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例(令和元年熊本県条例第10号)附則第2項の規定により存続するものとされた電子システム技術科に係る当該存続する間の収容定員は、この規則による改正後の熊本県立技術短期大学校規則第2条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者の数とする。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成25年熊本県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「電子システム技術科」を「電子情報技術科」に改める。

別表第2中「する)」を「する。)」に改め、同表電子システム技術科の項を次のように改める。

電子情報技術科	2年	2,800	電子機器及び通信機器の伝送等に関する設計並びに調整等における基礎的な技能並びにこれに関する知識	系基礎学科 ア 電気電子工学 イ 情報通信工学 ウ 電子情報数学 エ 組込みシステム工学 オ 環境・エネルギー概論 カ 生産工学 キ 安全衛生工学	330	教室 実習場 実験室 電子機器工作用機械類 実験用機械類 通信・制御用機械類 器具類 計測器類 教材類
			電子機器及び移動体通信機器の組込み等に関する設計並びに調整等における技能並びにこれに関する知識	系基礎実技 ア 電気電子工学実験 イ 電子回路基礎実習 ウ 情報通信工学基礎実習 エ 組込みソフトウェア基礎実習 オ 機械工作実習 カ 安全衛生作業法	300	ソフトウェア類
			電子機器及び移動体通信機器の組込み等に関する設計並びに調整等における技能並びにこれに関する知識	専攻学科 ア 計測技術 イ インタフェース技術 ウ 複合回路技術 エ マイクロコンピュータ工学 オ ファームウェア技術 カ 組込みオペレーティングシステム キ 情報端末・移動体通信技術	345	

				専攻実技 アマイク ロコンピユ ータ工学実 習 イインタ フェース製 作実習 ウ複合同 路実習 エ電子回 路設計製作 実習 オ組込み 機器製作実 習 カファー ムウェア製 作実習	480	
--	--	--	--	---	-----	--

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例（令和元年熊本県条例第10号）附則第2項の規定により存続するものとされた電子システム技術科に係る当該存続する間の訓練については、この規則による改正後の熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則第4条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。